

第6期第2回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和5年9月22日（金）

18時30分～19時15分

場所：市庁舎18階 みなと5会議室

議事次第

1 開会

2 青少年部長あいさつ

3 議事

報告事項

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

4 閉会

〔配付資料〕

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料5 | 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について |
| 資料6 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（様式1） |
| 資料7 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の統括案 |

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	
2	千葉大学 名誉教授	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	市民委員	いけだ ひろひさ 池田 浩久	
4	横浜市小学校長会 副会長	えぐち かずよし 江口 和良	臨時委員
5	国士舘大学文学部教育学科 教授	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	臨時委員
6	横浜市PTA連絡協議会 会計	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	臨時委員
7	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一	
8	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
9	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表	みうら なおみ 三浦 尚美	
10	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和6年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿

子ども青少年局

区分	所 属	氏 名
	青少年部長	田 口 香 苗
	放課後児童育成課長	佐 藤 治 憲
	企画調整課長	柿 沼 千 尋
	放課後児童育成課担当係長	奈 木 修 人
	放課後児童育成課担当係長	南 雲 純 子
	放課後児童育成課担当係長	山 田 英 二
	放課後児童育成課担当係長	金 原 宗 武
	企画調整課担当係長	生 野 元 康

横浜市子ども・子育て会議条例

(令和5年4月1日施行版)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）

最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

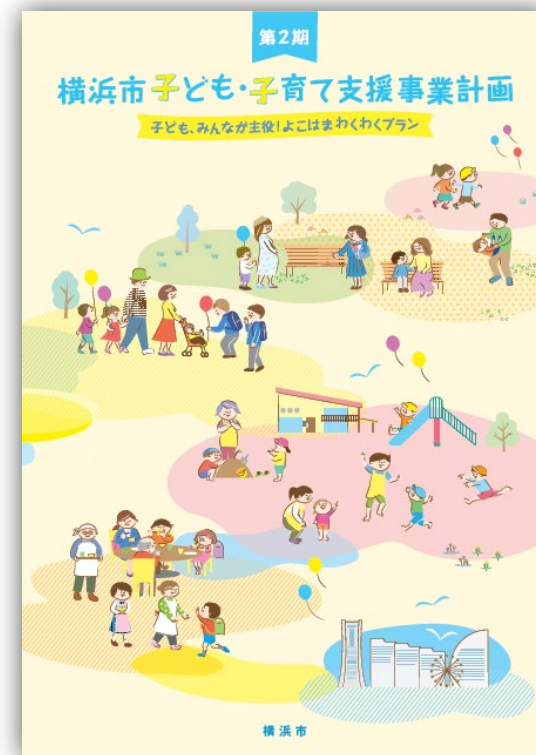
令和4年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。



3 点検・評価の方法

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○**進捗状況**：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を4段階で評価します。

※コロナ禍による事業の中止・縮小などの状況等を踏まえて総合的に評価

A：計画以上に進んでいる	B：計画どおりに進んでいる
C：計画より若干遅れている	D：計画より大幅に遅れている

○**有効性**：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
B：市民生活等を向上させることができた
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

(2) 今後の展開の評価

施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5 ～ 9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※1 病児保育

※3 放課後施策、プレイパーク

※5 障害児施策全般

※2 保育・教育全般

※4 放課後施策、プレイパーク除く

※6 障害児保育・教育

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度 の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	2	放課後児童育成事業	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数 (※はまっ子ふれあいスクールの登録児童数を含む)	99,375人 【平成31年4月】	100,000人	-	63,594人 【R4年4月時点】	B	放課後キッズクラブの土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から8時に前倒しをし、保護者ニーズに対応しました。加えて、医療的ケア児の受入れるための看護師等の配置した場合の補助メニューを設ける等、質の向上に取り組みました。また、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図りました。 なお、計画策定時と比較して、コロナ禍に「わくわく【区分1】」の利用制限を行ったことで全体の利用登録者は減少していますが、「すくすく【区分2A・2B】」については、利用登録者が増加しています。	10,996,299千円	A	令和4年度に実施した保護者アンケートでは、「お子様はキッズクラブまたは児童クラブで過ごす時間を楽しんでいますか」という設問に対し、「楽しんでいる」「どちらかという楽しんでいる」という回答が92.2%だった。児童クラブは事務負担の解消等を目的として補助メニューを新設しましたが、「効果あり」と答えたクラブが半数を超えている。	推進	放課後児童育成課
4	2	プレイパーク支援事業	プレイパーク活動支援回数	1,265回／年	1,265回／年	-	1,179回／年	B	市内23か所において、延べ1,179回の活動支援を行いました。なお、コロナ禍においても、感染予防に十分に配慮をしながら、運営を継続し、前年度(1,149回)より増加しています。	32,594千円	A	利用者(小学生)からは「すごく楽しい。みんな(プレイリーダーやお友達)がいて何かしていると助けてくれたり、一緒に遊んでくれて遊びが楽しくなる、嬉しくなる場所」、「不登校で友達もできない。でも、ここはやってるし、こうやって人と会えるから嬉しい」、また保護者(乳幼児の)からは「プレイパークにスタッフがいることで、「見守ってもらっている、承認されている」と感じることができ、「子どもの言動に対して周囲に気を使ったり委縮することなく、親も安心して楽しめる」との声があり、貴重な遊びの場、そして地域交流の場となっている。 事業者からは、プレイパークの運営に携わる担い手不足や、運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見があった。	推進	放課後児童育成課

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<これまでの主な取組>

1	放課後キッズクラブでは、土曜を除く学校休業日の開所時間を8時30分から8時への前倒しを行ったほか、医療的ケア児の受け入れのための看護師等の配置を行った場合の補助メニューを設けるなど、質の向上に努めました。
2	放課後児童健全育成事業の質の向上を図るため、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図りました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100% 【毎年度】	95.2%	B	放課後児童育成課

<今後の取組の方向性>

1	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブ事業では、医療的ケア児を受入れるための看護師を配置した場合の支援を拡充します。また、放課後児童クラブ事業では、受入れに係る施設改修の補助を新たに行います。事業者への支援として、人材確保及び人材育成の支援を引き続き行い、事業の質の向上に取り組みます。また、デジタル化を推進し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図ります。さらに、事業の充実に向け利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。
2	引き続き、プレイパークの開催を支援することで、子どもたちの放課後の居場所を充実させていくとともに、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域や活動団体との協働による子ども・青少年の健全育成を図っていきます。